国家戦略特区 検討要請回答

規制改革事項	(農業振興地域について)	
	農振地域からの除外要件の弾力化等	
提案者	佐賀県鳥栖市	

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
朋友法会	農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項、
関係法令	農地法第5条

提案内容

産業団地・住宅環境整備を推進するため、

- ・農振除外手続きについて、鳥栖ジャンクション周辺地域に限り、基準 (5要件)を弾力化する。
- ・農地転用に係る立地基準について、鳥栖ジャンクションから概ね4km以内の農地の甲種、1種、2種農地等の分類基準を弾力化する。

提案に対する回答

高速道路のジャンクションは、車両の出入口ではなく、その周辺について特に 「産業団地・住宅環境整備を推進する」必要性はないため、基準の弾力化は困難 である。

なお、産業団地・住宅環境整備を推進するのであれば、都市計画法に基づく市 街化区域への編入を行う等、土地利用計画に基づく開発を検討することが適当と 考える。

【関係法令抜粋】

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)

(農業振興地域整備計画の変更)

- 第十三条第二項 前項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用 地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域 から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げる要件のすべてを満 たす場合に限り、することができる。
- 一 当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況から みて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適

当であつて、農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であると認められること。

- 二 当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化 その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない と認められること。
- 三 当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- 四 当該変更により、農用地区域内の第三条第三号の施設の有する機能に支障 を及ぼすおそれがないと認められること。
- 五 当該変更に係る土地が第十条第三項第二号に掲げる土地に該当する場合に あつては、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を 図る観点から政令で定める基準に適合していること。

農地法(昭和二十七年七月十五日法律第二百二十九号)

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

- 第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。次項及び第四項において同じ。)にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可(これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四へクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合(地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で政令で定める要件に該当するものを除く。第四項において同じ。)には、農林水産大臣の許可)を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 国又は都道府県が、前条第一項第二号の農林水産省令で定める施設の用に 供するため、これらの権利を取得する場合
- 二 農地又は採草放牧地を農業経営基盤強化促進法第十九条 の規定による公告があつた農用地利用集積計画に定める利用目的に供するため当該農用地利用集積計画の定めるところによつて同法第四条第四項第一号 の権利が設定され、又は移転される場合
- 三 農地又は採草放牧地を特定農山村地域における農林業等の活性化のための 基盤整備の促進に関する法律第九条第一項の規定による公告があつた所有 権移転等促進計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画

- の定めるところによつて同法第二条第三項第三号 の権利が設定され、又は 移転される場合
- 四 農地又は採草放牧地を農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第八条第一項 の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第五条第八項 の権利が設定され、又は移転される場合
- 五 土地収用法 その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに 関する権利が収用され、又は使用される場合
- 六 前条第一項第七号に規定する市街化区域内にある農地又は採草放牧地につき、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地及び 採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得する場合
- 七 その他農林水産省令で定める場合
- 2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示に係る事業の用に供するため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとするとき、第一号イに掲げる農地又は採草放牧地につき農用地利用計画において指定された用途に供するためこれらの権利を取得しようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。
- 一 次に掲げる農地又は採草放牧地につき第三条第一項本文に掲げる権利を取 得しようとする場合
- イ 農用地区域内にある農地又は採草放牧地
- 口 イに掲げる農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地で、集団的に存在する農地又は採草放牧地その他の良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地として政令で定めるもの(市街化調整区域内にある政令で定める農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地にあつては、次に掲げる農地又は採草放牧地を除く。)
 - (1) 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの
- (2) (1)の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの
- 二 前号イ及び口に掲げる農地(同号口(1)に掲げる農地を含む。)以外の 農地を農地以外のものにするため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しよ うとする場合又は同号イ及び口に掲げる採草放牧地(同号口(1)に掲げる 採草放牧地を含む。)以外の採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため これらの権利を取得しようとする場合において、申請に係る農地又は採草放

牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的 を達成することができると認められるとき。

- 三 第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする者に申請に係る農地を 農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のも のにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、 申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採 草放牧地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得てい ないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地又は採草 放牧地のすべてを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に 係る用途に供することが確実と認められない場合
- 四 申請に係る農地を農地以外のものにすること又は申請に係る採草放牧地を 採草放牧地以外のものにすることにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害 を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用用排水施設の有する機 能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地又は採 草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合
- 五 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため所有権を取得しよう とする場合
- 六 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため、農地につき所有権 以外の第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合においてその 利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められ ないとき、又は採草放牧地につきこれらの権利を取得しようとする場合にお いてその利用に供された後にその土地が耕作の目的若しくは主として耕作若 しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供されることが 確実と認められないとき。
- 七 農地を採草放牧地にするため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合において、同条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当すると認められるとき。
- 3 第三条第五項及び第七項並びに前条第三項の規定は、第一項の場合に準用する。
- 4 国又は都道府県が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合(第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。)においては、国又は都道府県と都道府県知事との協議(これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四へクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合には、農林

水産大臣との協議)が成立することをもつて第一項の許可があつたものとみ なす。

5 前条第三項の規定は、都道府県知事が前項の協議を成立させようとする場合について準用する。

国家戦略特区 検討要請回答

規制改革事項	(農業振興地域について)
	農業振興地域計画の策定、変更にかかる手続きの弾力化等
提案者	非公表

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
関係法令	農業振興地域の整備に関する法律第8条

提案内容

市町村が農業振興地域整備計画を定める場合に都道府県に対する同意を得る ための協議を届出とする。

提案に対する回答

農業振興地域整備計画の策定・変更のうち、農用地区域の設定・除外については、国及び都道府県の確保すべき農用地等の面積の目標との整合を図る必要があるため、除外要件に即し厳正に判断する必要があり、都道府県知事との協議・同意が必要である。

【関係法令抜粋】

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)

(市町村の定める農業振興地域整備計画)

- 第八条 都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。
- 2 農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一農用地等として利用すべき土地の区域(以下「農用地区域」という。)及びその区域内にある土地の農業上の用途区分
- 二 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
- **ニのニ** 農用地等の保全に関する事項
- 三 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地 の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権 利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整(農業者が自主的な努力により 相互に協力して行う調整を含む。)に関する事項
- 四 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

- 四の二 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項
- 五 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項で、農業経営の規模の拡大 及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総 合的な利用の促進と相まつて推進するもの
- **六** 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活 環境を確保するための施設の整備に関する事項
- 3 農業の振興が森林の整備その他林業の振興と密接に関連する農業振興地域 における農業振興地域整備計画にあつては、前項第二号から第六号までに掲 げる事項を定めるに当たり、あわせて森林の整備その他林業の振興との関連 をも定めるものとする。
- 4 市町村は、第一項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとするときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備計画のうち第二項第一号に掲げる事項に係るもの(以下「農用地利用計画」という。)について、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

国家戦略特区 検討要請回答

規制改革事項	(農業振興地域について)	
	農用地区域内における水産養殖施設等の設置	
提案者	鳥取県、岡山県	

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
関係法令	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号、第 15条の2

提案内容

農用地区域内における水産養殖施設、農家レストラン、農家民宿の設置を可能とする。

提案に対する回答

農用地区域は、農業上の利用を確保する土地の区域であり、当該区域内に設置できる農業用施設については、地域の農業に密接に関連し、農業生産活動に必要不可欠なものに限定している。

なお、地域再生法の一部を改正する法律において、市町村が作成する地域再生計画等に基づき、農林水産業の6次産業化に資する施設等を整備する場合には、 農用地区域からの除外や農地転用許可の特例を措置したところである。

また、農家レストランについては、国家戦略特別区域において、農業者が主として自己の生産する農畜産物や地域において生産される農畜産物を調理して提供する場合に農業用施設とみなし、農用地区域に設置できることとしており、国家戦略特別区域制度の活用により設置が可能となっている。

【関係法令抜粋】

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)

(市町村の定める農業振興地域整備計画)

- **第三条** この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。
 - 四 耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設(前号の施設を除く。) で農林水産省令で定めるものの用に供される土地

(農用地区域内における開発行為の制限)

- 第十五条の二 農用地区域内において開発行為(宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。)をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。
- 国又は地方公共団体が、道路、農業用用排水施設その他の地域振興上又は 農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定め るものの用に供するために行う行為
- 二 土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業の施行として行う行為
- 三 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項又は第五条第一項の許可に係る土地をその許可に係る目的に供するために行う行為
- 三の二 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第四条第四項第一号の権利に係る土地を当該農用地利用集積計画に定める利用目的に供するために行う行為
- 三の三 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第二条第三項第三号の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為
- 三の四 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 (平成十九年法律第四十八号)第八条第一項の規定による公告があつた所 有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同 法第五条第八項の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利 用目的に供するために行う行為
- 四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で農林水産省令で定めるもの
- 五 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 六 公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農業振興地域 整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもので 農林水産省令で定めるもの
- 七 農用地区域が定められ、又は拡張された際既に着手していた行為
- 2 前項の許可の申請は、当該開発行為に係る土地の所在地を管轄する市町村 長を経由してしなければならない。

- 3 市町村長は、前項の規定により許可の申請書を受理したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に送付しなければならない。この場合において、 当該市町村長は、当該申請書に意見を付すことができる。
- 4 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを許可してはならない。
- 一 当該開発行為により当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること。
- 二 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土 砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害 を発生させるおそれがあること。
- 三 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業 用用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
- 5 第一項の許可には、当該開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。
- 6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、都道 府県農業会議の意見を聴かなければならない。
- 7 国又は地方公共団体が農用地区域内において開発行為(第一項各号のいずれかに該当する行為を除く。)をしようとする場合においては、国又は地方公共団体と都道府県知事との協議が成立することをもつて同項の許可があつたものとみなす。
- 8 第六項の規定は、前項の協議を成立させようとする場合について準用する。